

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【公表番号】特表2015-511935(P2015-511935A)

【公表日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-027

【出願番号】特願2014-551652(P2014-551652)

【国際特許分類】

A 0 1 N	25/00	(2006.01)
C 0 9 D	201/00	(2006.01)
C 0 9 D	7/12	(2006.01)
C 1 1 D	7/50	(2006.01)
A 0 1 N	25/02	(2006.01)
H 0 1 L	21/304	(2006.01)
H 0 1 L	21/027	(2006.01)

【F I】

A 0 1 N	25/00	1 0 1
C 0 9 D	201/00	
C 0 9 D	7/12	
C 1 1 D	7/50	
A 0 1 N	25/02	
H 0 1 L	21/304	6 4 7 A
H 0 1 L	21/30	5 7 2 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年2月17日(2017.2.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

N - n - ブチルピロリドンの非生殖毒性溶媒としての使用であって、ここで~~の非生殖毒性は、2008年12月16日の欧洲会議及びその議会のREGULATION(EC)~~

No 1272/2008、そして2012年11月までの修正による評価に従う非生殖毒性である、上記使用。

【請求項2】

溶媒としてのN - メチルピロリドン(NMP)、N - エチル - 2 - ピロリドン(NEP)、ジメチルホルムアミド(DMF)、N , N - ジメチルアセトアミド(DMAC)、及びそれらの混合物からなるリストから選択される溶媒の一部又は完全な置換ための使用であって、前記溶媒がN - n - ブチルピロリドンを少なくとも1容量%含む請求項1に記載の使用。

【請求項3】

少なくともNMP、NEP、DMAC、又はDMFを含む溶媒中の共溶媒としての使用であって、前記溶媒がN - n - ブチルピロリドンを少なくとも1容量%含む、請求項1又は2に記載の使用。

【請求項4】

溶媒中の共溶媒としての使用であって、該溶媒がNMP、NEP、DMAC、又はDM

Fの置換の溶媒である第2の溶媒を含み、前記溶媒がN-n-ブチルピロリドンを少なくとも1容量%含む、請求項1～3のいずれかに記載の使用。

【請求項5】

第2の溶媒が、N-エチル-2-ピロリドン(NEP)、1,5-ジメチル-ピロリドン(DMP)、ジプロピレングリコールジメチルエーテル(DPGDME)、大豆油又はコーンオイル由来のメチルエステルと乳酸エチルの混合物、ポリ(エチレンギリコール)ジメチルエーテル(一般に、「ポリグリム」という)、ジエチレンギリコールジエチルエーテル(一般に、「エチルジグリム」という)、1,3-ジオキソラン、ジメチルスルホキシド(DMSO)及びメチル-5-(ジメチルアミノ)-2-メチル-5-オキソペンタノエートから群から選択される、請求項4に記載の使用。

【請求項6】

溶媒がN-n-ブチルピロリドンの少なくとも1容量%を含む、請求項1～5のいずれかに記載の使用。

【請求項7】

溶媒がN-n-ブチルピロリドンの少なくとも50容量%を含む、請求項6に記載の使用。

【請求項8】

溶媒が溶解剤、希釈剤、抽出剤、洗浄剤、剥離剤、除去剤、脱脂剤、吸収剤及び/又は分散剤として使用される、請求項1～7のいずれかに記載の使用。

【請求項9】

溶媒が農薬製剤中で溶解剤、希釈剤又は分散剤として使用される、請求項8に記載の使用。

【請求項10】

溶媒がニス、塗料及び/又はセルロース誘導体、ビニル、アクリル及び/又は他の樹脂に基づく別のフィニッシングの剥離剤として使用される、請求項8に記載の使用。

【請求項11】

溶媒が炭素堆積物及び燃焼機関の内部からの他の燃焼生成物の除去剤として使用される、請求項8に記載の使用。

【請求項12】

溶媒がポリマー材料、染料及び他の汚染物質の除去に洗浄剤として使用される、請求項8に記載の使用。

【請求項13】

溶媒が、重合反応の溶解剤、希釈剤、抽出剤、吸収剤及び/又は分散剤として使用され、またコーティング、スピニング、ラミネーティング、モールディング、押し出し及び除去工程に用いられる、請求項8に記載の使用。

【請求項14】

請求項8に記載の使用であって、溶媒が樹脂の製造において溶解剤、希釈剤、抽出剤、吸収剤、反応媒体、及び/又は分散剤として使用され、該樹脂はセルロース誘導体、ポリアミド、ポリイミド、ポリエステル、ポリスチレン、ポリアクリロニトリル、ポリビニルクロリド(PVC)、ポリビニルピロリドン、ポリビニルアセテート、ポリカーボネット、ポリエーテルスルホン、ポリスルホン、ポリエーテル、ポリウレタン、ポリエステルイミド、エポキシ樹脂、ポリ(アミド-イミド)樹脂、及びそれらの共ポリマーから成る群から選択され、及びエナメル被覆ワイヤーの製造におけるこれらのポリマーの適用プロセスにおける、使用。

【請求項15】

溶媒がポリテトラフルオロエチレンポリマー及び/又は基質上にそのようなポリマーのいずれかの連続した堆積物の製造において、溶解剤、希釈剤、抽出剤、吸収剤、反応媒体、及び/又は分散剤として使用される、請求項8に記載の使用。

【請求項16】

溶媒が化学反応又は薬剤反応を行うために溶解剤、希釈剤、抽出剤、吸収剤、反応媒体

、及び／又は分散剤として使用される、請求項 8 に記載の使用。

【請求項 17】

溶媒がマイクロエレクトロニクス製造工業で使用される、請求項 8 に記載の使用。

【請求項 18】

印刷回路板及び／又は印刷回路マイクロチップの製造工程でフォトレジスト剥離剤としての、請求項 17 に記載の使用。

【請求項 19】

溶媒が光化学プロセスで抽出剤として使用される、請求項 8 に記載の使用。

【請求項 20】

溶媒が、N - メチルピロリドン (NMP)、並びにN - n - ブチルピロリドンを少なくとも 1 容量 % 含む溶媒。

【請求項 21】

N - メチルピロリドン (NMP) の置換の溶媒である第 2 の溶媒を含み、及び第 1 の溶媒として N - n - ブチルピロリドンを少なくとも 1 容量 % 含む、溶媒。

【請求項 22】

第 2 の溶媒が、N - エチル - 2 - ピロリドン (NEP)、1,5 - ジメチルピロリドン (DMP)、ジプロピレングリコールジメチルエーテル (DPGDM)、大豆油又はコーンオイル由来のメチルエーテルと乳酸エチルの混合物、ポリ(エチレングリコール)ジメチルエーテル(一般に、「ポリグリム」という)、ジエチレングリコールジエチルエーテル(一般に、「エチルジグリム」という)、1,3 - ジオキソラン、ジメチルスルホキシド (DMSO) 及びメチル - 5 - (ジメチルアミノ) - 2 - メチル - 5 - オキソペンタノエートからなる群から選択される、請求項 21 に記載の溶媒。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

本発明の事情で、非生殖毒性は、2008年12月16日の欧州会議及びその議会のREGULATION (EC) No 1272/2008、そして2012年11月までの修正による評価に従う非生殖毒性を意味する。